

## 別表六（十二）の記載の仕方

### 1 比較試験研究費の額の計算に関する明細書

この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項若しくは第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項第2号の規定により読み替えて適用する場合に限り。）又は平成31年改正前の措置法（「平成31年旧措置法」といいます。）第42条の4第1項若しくは第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合に限り。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

### 2 平均売上金額の計算に関する明細書

この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項（同条第3項第2号の規定により読み替えて適用する場合に限り。）若しくは同条第4項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合に限り。）又は平成31年旧措置法第42条の4第1項若しくは第3項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合に限り。）若しくは同条第7項の規定の適用を受ける場合に記載します。